

沖教組

NEW OTU JOURNAL MONTHLY

OKINAWA TEACHERS UNION

2010年11月16日(火)

号外

# 教育新聞

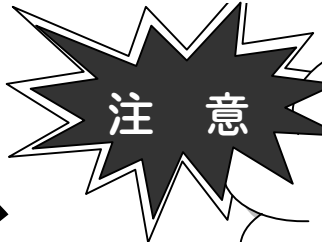
月刊 (毎月20日発行) 1955年6月15日第3種郵便物許可  
発行 沖縄県教職員組合OKINAWA TEACHERS UNION  
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-9-2 教育会館2F)  
電話 (098) 867-0161 (代) / F A X (098) 863-2026  
発行責任者 山本隆司  
価格 1部20円(組合費の中に含まれる)

# 憲法

を活かし、

# 主権者の権利

を行使しよう!



注意

この号外は、選挙運動期間中でも配布  
できますので安心してください。

10月21日付、11月5日付の号外は  
候補者氏名、写真があるので、もう配布  
しないでください。

## 教職員でもできること、してはならないこと

**惑わされることなく、情報リテラシーの確立を**  
公選による公職の選挙の時期になると、教職員の活動につ  
いて様々な情報が飛び交います。

教育公務員に対して活動の制限を規定しているのは、国家  
公務員法第102条と人事院規則14-7とその運用方針、そし  
て公職選挙法第136条の2と同じく第137条です。

その中で細かく活動制限を規定しているのは、人事院規則  
14-7とその運用方針です。条文はたくさんありますが、地方  
公共団体の長の選挙に関係するのはわずかです。

私たちは、それらの条文に直接目を通すことで、何が制限  
されているか知る必要があります。思い込みや思い込まされ  
には自らの解釈で正しいことを追究する必要があります。教育  
公務員であるからこそ大切なことです。

### ●公務員の地位利用の行為は禁止です

公職選挙法第136条の2は、公務員としての地位を利用してやってはならない選挙運動があげられています。

「候補者の推薦に関与」「投票の勧誘」「後援団体の結成に  
関与」「新聞の発行」「利益供与」などです。

学級新聞に候補者のことを取り上げたりすることはしては  
いけません。候補者の推薦や後援会の結成にかかわってはい  
けません。沖教組も関わってはいけません。公職選挙法第137  
条は教員の地位を利用しての選挙運動は禁止であるとの規定  
です。保護者に対して「投票の勧誘」をすることは地位利用  
に当たりますのでしてはいけません。利益供与などもっての  
ほかです。うっかりして、違反行為と受け取られがちなのが、  
候補者のチラシなどを職場内の机の上に放置することです。公  
務員に関わらず、公選法第142条3号による文書・図画の頒  
布制限規定に抵触するとみなされるおそれがあります。メー  
ルによる候補者の写真の送信もダメです。

### ●国家公務員法第102条等で制限していること

国家公務員法第102条は、政党または政治目的のために、

寄附金などを求め、受領し、関与することは違反としていま  
す。沖教組はこのようなことは行なっていませんし、組合員  
に指示もしていません。また、人事院規則14-7で定義した  
17点の政治的行為は禁止とされていますが、今回の地方公共  
団体の長の選挙については、「地位利用の禁止」や「金品授  
受の禁止」、「文書・図画の頒布」などすでに上げた点などを  
除くと次の3点の政治的行為が関連します。

政治的目的のために、

- ①「署名運動の企画、主宰、指導、積極的に参与すること」
- ②「示威運動を企画、組織、指導、援助すること」
- ③「集会などで公に政治的目的を有する意見を述べること」  
が禁止・制限されています。

### ○憲法で守られ、主権者としてできること

いくら禁止・制限事項とはいえ、人事院規則14-7の運用方  
針では、以下のことは禁止・制限事項に該当しないと明記され  
ています。

- (1)単に署名することは禁止されていません。
- (2)単に示威運動に参加することは禁止されていません。
- (3)組合内部の集会に参加し、そこで政治的目的を有する意  
見を述べることは禁止されていません。

これらは憲法で保障された表現の自由、思想信条の自由等  
に関わっており、一律の禁止は憲法違反だからです。さらに、  
勤務時間外に後援会でボランティアによる手伝いや、電話に  
よる投票依頼は禁止事項ではありません。

### ○なにより、投票すること

11月28日は投票日です。必ず投票所に行き、投票をし  
ましょう。投票に行くことを誘うことはもちろん禁止などさ  
れてはいません。お互いに呼びかけあって投票所にいきまし  
ょう。投票日前にも「期日前投票」ができます。各市町村選  
挙管理委員会が場所を指定していますので、有効に活用しま  
しょう。